

議案第6号 多古町魅力発信交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に対し討論

議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に対し討論

反対討論はありませんでした

反対



宇井 伸征 議員

条例改正の前に、まずは多古町魅力発信交流館を取り巻く環境について、透明性のある情報開示を

- 当該施設においては、すでに多古町観光まちづくり機構（以下、「機構」という）が実質的に管理運営を代行している事実があること
 - 実質的な管理運営代行者である機構にはすでに令和5年度において観光まちづくり事業委託料1,600万円及び運営補助金として1,600万円等、合計3,200万円以上の年間予算を計上していること
 - 多古町魅力発信交流館という1つの施設に、実質的な管理運営代行者が2者（事業委託者及び指定管理者）も存在することとなる必要性が理解できず、またその理由について十分な説明をいただいていないこと
 - 管理運営を委託している機構には、町の元課長職出身の事務局員が在籍しており、町業務との連携をとること、またその業務量の均衡を図ることは可能であると、各種の事例からも判断できること
- などの理由から、現段階で新たに指定管理者を選定することはできないと、総合的に判断いたしました。

副町長からの補足説明 現在、多古町魅力発信交流館の管理業務を担っている（一社）多古町観光まちづくり機構との委託契約期間は、令和6年3月31日までであり、本条例改正の施行期日は、令和6年4月1日からです。今回の条例改正は、公の施設である多古町魅力発信交流館の管理運営を業務委託から指定管理者制度に移行するものです。現在の業務委託は、令和6年3月31日に契約が満了となるため、4月1日からの指定管理者については、公募により選定することから二重の管理には当たりません。

賛成



佐藤 幸三 議員

利便性向上のために

6号議案に賛成の立場から申し上げます。

指定管理者制度とは、公の施設の運営管理を民間事業者等に指定して、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上や経費の削減を図ることを目的とした制度とされています。

現在、多古町魅力発信交流館の維持管理は、町による直接管理となっており、施設利用申請受理手続きは平日のみ可能ですが施設利用者が増加してきている現状から、新たに指定管理者を設けることにより、管理者の判断で申請後即時受理が可能になります。事務手続きの煩雑さの解消を図るための条例改正でもあり、利用者にとっても利便性が向上するものであります。

その他に民間の持つ柔軟な発想力や、職員（公務員）にはない知見・知識などでさらに交流館を充実させることが可能であると思えます。

決定した事業者と町がしっかりと連携していくことで、交流館のさらなる活性化が望めるものだと考えます。早急に指定管理者制度を導入すべきであるという思いを、私の賛成討論といたします。



- 〈指定管理者制度のデメリット〉
- 施設管理に、民間事業者等のノウハウを活用することで、利用者に対するサービス向上が期待できます。
 - 単年度会計の原則に縛られず、複数年にまたがった事業やサービスが可能となります。
 - 広報サービス業務の強化が図れます。（入館者増のために行える対策がより多くなります）
 - 施設管理業務の効率化、合理化管理経費、事業コストの縮減が図れます。
- 〈指定管理者制度のデメリット〉
- 指定管理者が短期間で撤退してしまうと施設の持続性と信用と安心感が損なわれ、施設管理のノウハウが蓄積されにくくなります。
 - 施設の運営経費が十分に確保されていない場合、利用者に対するサービスの低下や地域の雇用に影響を与えることも懸念されます。

賛成



飯田 良一 議員

寄り添う判断に期待

急激な物価高騰に対し国民に寄り添う意味で、特別職に対する条例の上程を見送る判断をしたり、政府においては、大臣クラスに至るまで、増額分においては寄附するなどの方向で、国民に寄り添う英断がなされております。町長においても、政治家としてこうした方々に見習い、町民に寄り添う英断をなされることをご期待申し上げます。

賛成



土井 秀敏 議員

よりよい町づくりのためにも

今、議論があがっている特別職の職員は、町長一人にらず、副町長、教育長も含まれます。そして皆さんは、常勤の特別職です。給与は生活給と言ってよいと思います。特別職の職務は多岐にわたり、休日も行事に参加したり、より良い町づくりのために重責を担う、まさに激務と言ってよいでしょう。現在の多古町は、圏央道の開通や、成田空港の更なる機能強化、建設残土埋め立て等、極めて困難な問題が山積しており、これからも特別職の皆様には、問題解決にあたり、なお一層職務にまい進していただきたいと思えます。今回の特別職給与改定は、期末手当に関し、0.1カ月分追加するもので、町長で9万275円、副町長で7万4,060円、教育長で6万4,975円を支給するという事です。特別職の皆様には、さらに職務に励んでいただく事を思い、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成を致します。

賛成



佐藤 幸三 議員

給与の格差を縮めるために

2号議案に賛成の立場から申し上げます。

本案件は民間企業給与と公務員給与の格差を少なくなるように給与改正するようにと、国からの人事院勧告に基づくものであり、これに従ったとしても決して町財政を圧迫するような上げ幅ではありません。

一般職であろうが、特別職であろうが、日常生活における経済負担は同じと考えるべき。千葉県も本条例を勧告どおり可決しました。

本町は空港の機能強化、そして圏央道の開通を間近に控え、拠点整備事業、国際物流ビジネスパークの誘致、圏央道インター周辺への企業誘致等々今やらなくてはならない事がたくさんあります。

まだまだ職員の皆さん、特別職の皆さんには一丸となってお骨折り願わなければなりません。

職務に対し士気を上げるためにも本議案に賛成していただきたいと議員諸氏にお願いして私の意見とします。

指定管理者制度ってなあに？

指定管理者制度は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせることができる制度のことです。

わかりやすい事例をご説明します。体育館があったとします。この体育館は「公の施設」となります。「公の施設」というのは、言いかえると「A町みんなの施設」で、この体育館は、「A町みんなの体育館」となります。「A町みんなの体育館」なので、管理は本来「A町」がするべきです。また、みんなの体育館をみんなで使うには「ルール」が必要です。その「ルール」というのがA町の条例となり、「ルール」に基づいて、利用できるように体育館を管理するのが「A町の仕事」となります。

「A町みんなの体育館」の管理は、本来「A町の仕事」なのですが、それを民間にやらせようというのが「指定管理者制度」です。A町が持っている「A町みんなの体育館」の利用を許可する「権限」を民間に「託す」こととなります。

「権限を委任」というところがポイントになりますが、「公の施設の使用許可」という本来、行政がすべき業務をこの制度によって、指定管理者である民間事業者が行えることとなります。

また、指定管理制度の条例制定とともに指定管理者の指定にあたっても議会の議決が必要となります。

【参照：「公務員ドットコム」】